

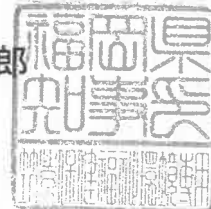
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県那珂川市大字上梶原848番地7
氏名 株式会社サンゴールド
代表取締役 横内 弘之

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 5 年 12 月 27 日

許可の有効年月日 令和 12 年 12 月 26 日

1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。)

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目については、自動車等破砕物を除く。)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、がれき類(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。)(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリについては、水銀含有ばいじん等を含む。) 以上14品目 以下余白

積替え、保管を含む。

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(汚泥については、水銀使用製品産業廃棄物を含み、廃一次電池及び廃標準電池に限る。)(廃プラスチック類、ガラスくず等については、廃OA機器に係るもの並びに水銀使用製品産業廃棄物を含む廃蛍光灯、廃HIDランプ及び廃放電ランプに限る。)(金属くずについては、廃OA機器に係るもの並びに水銀使用製品産業廃棄物を含む廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ、廃一次電池及び廃標準電池に限る。) 以上4品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地 福岡県那珂川市今光三丁目70番

面積 44.5m²

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目については廃OA機器に係るものに限る。)

保管上限 73.78m³

(以下裏面記載)

(2) 所在地 福岡県那珂川市大字上楯原字地別当848番7

①産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目については廃OA機器に係るものに限る。)

面積 171m²
保管上限 354.4m³
積み上げることができる高さ 2.4m

②産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目については水銀使用製品産業廃棄物を含み、廃蛍光灯、廃HIDランプ及び廃放電ランプに限る。)

面積 6m²(③も含む)
保管上限 2.39m³
積み上げることができる高さ 0.72m

③産業廃棄物の種類 汚泥、金属くず(以上2品目については水銀使用製品産業廃棄物を含み、廃一次電池及び廃標準電池に限る。)

面積 6m²(②も含む)
保管上限 0.048m³
積み上げることができる高さ 0.34m

以下余白

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年 3月16日 変更許可により積替え保管行為の追加

平成13年 12月27日 更新許可

平成18年 12月27日 更新許可

平成19年 2月19日 変更許可により取扱品目(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ)の追加

平成23年 12月27日 更新許可

平成28年 12月27日 更新許可

平成30年 8月30日 変更届出により取扱品目(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等)の明記

令和 2年 5月29日 変更許可により積替え、保管に係る取扱品目(汚泥)の追加及び積替え、保管に係る取扱品目(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等)の限定の変更

令和 5年 12月27日 更新許可

以下余白

5. 積替え許可の有無

有 ・ 無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

*更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の筑紫保健福祉環境事務所で行ってください。